



2019年7月31日

各位

株式会社 十六銀行

生命保険の新商品取扱開始のお知らせ

株式会社十六銀行（頭取 村瀬幸雄）は、2019年8月1日（木）より、下記2商品の生命保険商品の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

一時払の分野においては、死亡保障が2年経過後から一時払保険料を上回り、要介護2以上で死亡保険金と同額の介護保障額が払い込まれる85歳まで契約可能な外貨建て終身介護保険の取扱いを開始します。

医療保険の分野においては、60代でも月額500円台から申込が可能な認知症に特化した保険の取扱いを開始します。

人生100年時代を見据え、介護と認知症に備えた保険を拡充することによって、お客さまのライフプランの充実に応えてまいります。

今後とも、「お客さま本位の業務運営に関する方針」に沿い、お客さまに適切な商品を選択いただき、お客さまのニーズに的確にお応えできるよう、商品ラインナップの拡充に努め、お客さまとご家族の夢の実現や末永い幸せに貢献してまいります。

記

1. 新規取扱商品

種類	商品名	引受保険会社
一時払 外貨建て終身介護保険	介護バリューUS	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
平準払 医療保険	認知症 治療終身保険	太陽生命保険株式会社

2. 取扱開始日

2019年8月1日（木）

3. 取扱店

全営業部店

<商品内容等に関するお問い合わせ> 個人営業部 資産運用グループ TEL 058-266-2525

以上

【本件ご照会先 経営企画部 ブランド戦略室 TEL 058-266-2512】

取扱保険商品に関してあらかじめご確認いただきたい重要な事項

保険商品をお申込みの際には、以下の事項および「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」等をよくお読みいただき、各商品の仕組みやリスク等の内容を十分にご理解のうえ、お申込みください。

1. 保険商品について

- 保険商品は預金ではなく、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。
- 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構、または損害保険契約者保護機構の保護の対象となります。
- 保険業法等の規制により、当行ではお申込みいただけない場合があります。
- 保険商品をお申込みいただくかどうか、当行でのお取引(預金・為替・融資等)に影響するものではありません。

2. 保険商品のリスクについて

- ご契約中の保険契約の解約、一部解約や年金支払日開始日以降に年金を一時支払いにより受け取る場合等には、一時払保険料を下回る場合があります。
- 引受保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時の保険金額、将来の年金額、給付額等が削減されることがあります。
- 変額保険の場合、一時払保険料をファンドで運用します。ファンドの主要投資対象である投資信託は、国内外の株式や債券等で運用されており、運用実績が保険金額や資産残高および将来の年金額等の増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替相場の変動等により、資産残高、解約返戻金額は払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 一部の一時払定額年金保険と一時払終身保険は、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金額が既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少し、逆に下落した場合には増加することがあります。
- 当行で取り扱う外貨建保険は、円貨を外貨に交換して保険料を払込みする場合や、外貨建の年金・解約返戻金・死亡保険金を円貨に交換する場合、外国為替交換手数料がかかる場合があります。したがって、為替相場の変動がない場合でも、保険金等のお受取時における為替レートにより円換算した保険金額等が、ご契約時における為替レートにより円換算した保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※各商品のリスクについては、「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」等を十分ご覧ください。

3. 保険商品の手数料等について

商品種類によっては、お客さまに以下の手数料等が必要になる場合があります。

- 契約初期費用 【上限:一時払保険料に対し 10.00%】
- 保険関係費用 【上限:ファンドの純資産総額に対し年率 3.48%】
- 運用関係費用 【上限:ファンドの純資産総額に対し年率 0.3888% (税込)】
- 解約手数料 【上限:解約控除対象額に対し 10.0%】
- 年金管理費 【上限:年金受取期間中、年金額に対し 1.0%】
- 外国為替交換手数料 【上限:1USDあたり 50 銭/1 ユーロあたり 50 銭/1 豪ドルあたり 50 銭】

上記手数料等の合計額については、保有期間に応じて異なりますので、表示することができません。

※保険商品の手数料等については、「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」等を十分ご覧ください。

販売会社の概要

商 号 : 株式会社十六銀行
住 所 : 岐阜市神田町 8 丁目 26 番地

以 上